

R02-07040-00546

令和2年6月8日

(一社) 長崎県測量設計コンサルタンツ協会  
(一社) 長崎県地質調査業協会  
(一社) 建設コンサルタンツ協会九州支部  
(一社) 日本補償コンサルタント協会九州支部長崎県部会  
(一社) 長崎県建設コンサルタント協会

} 様

長崎県農林部  
農村整備課長  
森林整備室長  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る長崎県農林部の対応（業務委託関係）

令和2年5月25日、国内の緊急事態宣言の解除に伴い、長崎県農林部における対応については、先に通知されております、令和2年6月1日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る長崎県土木部の対応（業務委託関係）」（建設企画課長）に準じて対応することとしておりますのでお知らせします。

なお、本通知をもって「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言に対する長崎県農林部の対応（業務関係）」（令和2年4月20日付けR02-07040-00265）は廃止します。

参考までに、土木部の通知を添付します。

事務連絡  
令和2年6月1日

建設関連業者団体の長 殿

建設企画課長

新型コロナウイルス感染症に係る長崎県土木部の対応（委託業務関係）

令和2年5月25日、国内の緊急事態宣言解除に伴い、長崎県土木部においては、令和2年4月17日付け建設企画課長通知を廃止の上、下記のとおり対応いたしますので、お知らせします。（下線部は前回4月17日通知からの変更箇所です。）

記

1. 「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえ、建設現場等の「三つの密」対策を徹底していただきたい。
2. 事業継続の方針であるが、受注者より、一時中止等の希望の申し出がある場合には、事情を個別に確認した上で、必要があると認められる場合、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。
3. 電子入札は通常どおり実施し、対面を伴う入札、見積り合わせは密閉、密集、密接（3つの密）が生じないよう十分配慮し実施する。
4. 打合せ等は 電話・メール・テレビ会議等でも可とする。
5. 対面での打合せ等を行う場合は、密閉、密集、密接（3つの密）が生じないよう十分配慮し対応する。
6. 書類審査は、電話・メール・テレビ会議等でも可とする。
7. コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者がいることが判明した場合に、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置をとる。
8. 新規感染者が発生している地域からの来訪については、リモートワークの活用などできる限り移動を控えるべきことに留意いただきたい。なお、県境を越える移動については、関係各自治体の「お願い」に十分配慮する。
9. その他、国土交通省の通知（別紙）に準じる方針である。

以上

別紙

日時		通知名	通知元	
令和2年2月25日	事務連絡	施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応について	国土交通省土地・建設産業局建設業課長	
令和2年2月26日	事務連絡	当面のイベント等の開催について	国土交通省土地・建設産業局	
令和2年2月27日	事務連絡	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について	国土交通省土地・建設産業局建設業課長	(廃止)
令和2年2月28日	事務連絡	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈」等について	〃	
令和2年2月28日	国土建第482号	新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱いの明確化について	〃	
令和2年3月11日	事務連絡	公共工事の代価の中間前金払及び既済部分払の活用並びに手続の簡素化・迅速化の促進について	〃	
令和2年3月11日	事務連絡	「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置の延長」等について	〃	(廃止)
令和2年3月11日	国土建推第38号 国土建整第132号	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について	国土交通省土地・建設産業局建設業課長 建設市場整備課長	
令和2年3月19日	事務連絡	施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応等の解釈等について	国土交通省土地・建設産業局建設業課長	
令和2年4月8日	事務連絡	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について	〃	

日時		通 知 名	通知元
令和2年4月17日	国土建第7号	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の対象が全国に拡大されたことに伴う工事等の対応について	〃
令和2年4月20日	事務連絡	工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について	〃
令和2年5月1日	事務連絡	令和2年度第1次補正予算を踏まえた建設業者向けの支援策について	国土交通省土地・建設産業局建設業課長 建設市場整備課長
令和2年5月4日	事務連絡	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の延長を踏まえた対応について	国土交通省土地・建設産業局建設業課長
令和2年5月4日	事務連絡	新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応の延長について	〃
令和2年5月14日	国土建第18号	「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日版)」の作成について	〃
令和2年5月15日	事務連絡	緊急事態措置を実施すべき区域の変更に伴う工事及び業務の対応について	〃
令和2年5月21日	事務連絡	緊急事態措置を実施すべき区域の変更(令和2年5月21日)に伴う工事及び業務の対応について	〃

国土交通省 新型コロナウイルス感染症 [https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000181.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html)

新旧一覧表(業務委託関係)

	4月17日通知	今回通知	備考
1	(新設)	<u>「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」を踏まえ、建設現場等の「三つの密」対策を徹底していただきたい。</u>	
1 2	事業継続の方針であるが、受注者より、一時中止等の希望の申し出がある場合には、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。	事業継続の方針であるが、受注者より、一時中止等の希望の申し出がある場合には、 <u>事情を個別に確認した上で、必要があると認められる場合</u> 、工期の見直し及びこれに伴い必要となる請負代金額の変更、一時中止の対応等、適切な措置を行う。	施工中の工事等については、令和2年5月25日付け国交省事務連絡より、4月8日付け通知「1.」のとおりとされている。
2 3	電子入札は通常どおり実施し、対面を伴う入札、見積り合わせは密閉、密集、密接(3つの密)が生じないよう十分配慮し実施する。	(同左)	
3 4	打合せ等は 電話・メール・テレビ会議等でも可とする。	(同左)	
4 5	対面での打合せ等を行う場合は、密閉、密集、密接(3つの密)が生じないよう十分配慮し対応する。	(同左)	
5 6	書類審査は、電話・メール・テレビ会議等でも可とする。	(同左)	
6 7	新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者があることが判明した場合には、速やかに受注者から発注者に報告するなど、所要の連絡体制の構築を図るとともに、保健所等の指導に従い、感染者本人や濃厚接触者の自宅待機をはじめ、適切な措置をとる。	(同左)	

7 8	<p><u>特定警戒都道府県</u>からの来訪については、<u>移動による感染拡大のリスクを考慮し</u>、リモートワークの活用などできる限り移動を控えるべきことに留意いただきたい。</p>	<p><u>新規感染者が発生している地域</u>からの来訪については、リモートワークの活用などできる限り移動を控えるべきことに留意いただきたい。<u>なお、県境を越える移動については、関係各自治体の「お願い」に十分配慮する。</u></p>	<p>令和2年5月28日、「長崎県からのお願い(6/1～)」に対応。</p>
8	<p>長崎県では、4月17日に「<u>離島地域への訪問を控えてください。</u>」とのお願いをしていますが、<u>やむを得ず離島地域に移動する場合は、受注者の責任において対象者の検温等適切な健康管理を行うこと。</u></p>	<p>(削除)</p>	<p>令和2年5月28日、「長崎県からのお願い(6/1～)」に対応。</p>
9	<p>その他、国土交通省の通知(別紙)に準じる方針である。</p>	<p>(同左)</p>	